

# 高等教育の修学支援制度(新制度)開始に伴う経過措置

## どんな制度？

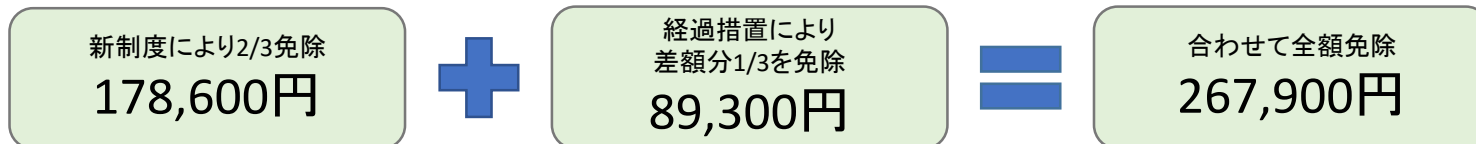
従来の授業料免除制度(旧制度)から新制度への移行に伴い、**新制度の対象外または免除額が減少する学部学生**に、卒業までの経過措置として、**旧制度と同様の支援**を行う制度です。選考基準や手続き方法は、旧制度と同様です。

## 例えば、こんな方が対象になります

- 旧制度では「全額免除」を受けていたが、**新制度では「全額免除」を受けることができるか微妙...**
- 高校卒業から大学入学まで3年以上かかっているから、新制度の対象外となった...**
- 旧制度では免除を受けていたが、**新制度の対象とならない学部留学生**

## 経過措置による免除の例

例) 旧制度の基準では「全額免除」だが、新制度の基準では「2/3免除」となる場合



※ 今年度の授業料免除申請をしていない場合でも、本経過措置に申請することができます。  
※ 基準を満たしていても、予算の都合により経過措置による免除を受けられない場合があります。